

大和市告示第58号

大和市産後ケア事業費用助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市産後ケア事業費用助成要綱の一部を改正する要綱

大和市産後ケア事業費用助成要綱（令和2年大和市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第1条中「産後に心身の不調がある女子及び育児に関し十分な支援者がいないことその他の事情により育児に不安を抱えている乳児を養育する女子の心身の安定と育児不安の解消を図るため、出産後早期に実施する」を「母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2第1項に規定する」に改める。

第2条中「心身の不調又は育児不安を抱えていることにより」を削り、同条第1号中「通所型」の次に「又は宿泊型」を加える。

第3条第2項中「又は」を「、」に、「と」を「又は宿泊型（委託事業者が指定する場所に対象者及び乳児を入所させて実施するものをいう。）と」に改める。

第4条第1項第1号及び第2号中「1回」を「訪問型であって、1回」に改め、同項第3号中「1回当たりの利用時間が6時間である委託事業者を利用する場合」を「通所型の場合 1回当たり」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 宿泊型の場合 1泊を2回の利用とし、1回当たり27,000円（非課税世帯等の場合は30,000円）

第4条第2項中「10,000円）を」の次に「、同項第4号に掲げる場合は13,500円（非課税世帯等の場合は15,000円）を」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大和市産後ケア事業費用助成要綱の規定は、施行日以後に申請した者について適用し、施行日前に申請した者については、なお従前の例による。